

かわらぶき職種(かわらぶき作業)

<p>作業の定義</p>	<p>屋根下地(野地板)に屋根工事(ここでは「瓦、厚形スレート等により屋根をふく工事」をいう。)を行う作業をいう。</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習</p> <p>(1)かわらぶき作業 ①かわらぶき作業 1.かわら合せ作業 (さんがわら、軒がわら等) 2.かわらのふき上げ(緊結を含む。)作業 (本ぶき及び特殊がわらによる工法を除く)</p>	<p>第2号技能実習</p> <p>(1)かわらぶき作業 ①かわらぶきの段取り作業 1.かわらの選定作業 2.現場寸法取り作業 3.かわらの割付け作業 ②かわらぶき作業 1.かわら合せ作業 (一文字、刻み袖及び特殊がわらを除く) 2.かわらのふき上げ(緊結を含む。)作業 (本ぶき及び特殊がわらによる工法を除く) 3.かわらぶき用の土の練合せ作業(必要に応じて) ③かわらぶき屋根の補修作業(必要に応じて)</p>	<p>第3号技能実習</p> <p>(1)かわらぶき作業 ①かわらぶきの段取り作業 1.かわらの選定作業 2.現場寸法取り作業 3.かわらの割付け作業 4.図面に基づく寸法取り作業 ②かわらぶき作業 1.かわら合せ作業 (一文字、刻み袖及び特殊がわらを除く) 2.かわらのふき上げ(緊結を含む。)作業 (本ぶき及び特殊がわらによる工法を除く) 3.かわらぶき用の土の練合せ作業 ③かわらぶき屋根の点検及び補修作業</p>
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(2)安全衛生業務</p> <p>①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③かわらぶき職種に必要な整理整頓作業 ④かわらぶき職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p>(1)関連業務 ①屋根工事に伴う足場等の組立て・解体作業(特別教育、技能講習等が必要) ②屋根左官作業 ③防水施工作業(屋根下地施工作業) ④屋根工事に伴う樹脂接着剤注入作業 ⑤屋根工事に伴う熱絶縁作業 ⑥移動式クレーン運転作業(特別教育、技能講習等が必要。) ⑦玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑧高所作業車運転作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑨内外装板金作業 ⑩薄型(化粧)スレート施工作業 (2)周辺業務 ①作業用機械の搬送作業(作業場内) ②作業用機械の梱包・出荷作業 (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①瓦(1.又は2を必ず使用すること。) 1.粘土瓦(JIS A 5208に規定されている瓦) 2.厚形スレート(JIS A 5402に規定されている瓦) ②緊結用材料(1.及び5を必ず使用し、それ以外は必要に応じて使用すること。) 1.棧瓦用棧木 2.瓦座(かわらざ) 3.淀 4.棟補強用芯材等 5.棧木、木下地用留付け材(釘等) 6.耐火野地用留付け材(ねじ等) 7.ALCLパネル用留め付け材(専用釘、プラグ等) 8.コンクリート、モルタル下地の場合の留め付け材(アンカボルト、コンクリートピン、コンクリート釘等) ③瓦緊結用釘(必ず使用すること。)</p> <p>④緊結線(必ず使用すること。) ⑤補強用釘・ねじ等(必要に応じて使用すること。) ⑥下葺き材(用途に応じて一つ以上必ず使用すること。) 1.アスファルトルーフィング 2.改質アスファルトルーフィング 3.合成樹脂系ルーフィング 4.天然素材系ルーフィング ⑦水切り用金属板(F形瓦の施工にあつては必ず使用すること。) ⑧工事関連材料(必要に応じて使用すること。) 1)葺き土 1.土(良質の粘土にすきを十分に切って混ぜ一定期間寝かせた練り土を使用する) 2.雨塗漆喰(なんばんしゅくい:砂、石灰、つものたりのりを混練したもの) 3.モルタル ⑨接着剤、シーリング剤(必要に応じて使用すること。)</p>		
<p>使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①各種手工具類 1.金づち 2.たがね 3.差し金 4.はさみ 5.こて(鏝) 6.こて板 7.のこぎり 8.白墨(チョーク) 9.水糸 10.水準器 11.小刀(カッタ) 12.釘袋 13.釘抜き 14.雑巾 15.砥石 16.のみ 17.ペンチ(プライヤ) 18.自在定規 19.万力(クランプ) 20.ドライバ 21.スコップ 22.くわ 23.押切り</p> <p>②機械、設備等 1.切断機 2.電気ドリル 3.エア・タッカ 4.電動タッカ 5.ブロフ 6.インパクトドリル 7.インパクトドライバ 8.集塵機 9.釘打機 10.リフト 11.瓦揚げ機(特別教育が必要) 12.梯子 13.高所作業車(特別教育又は技能講習が必要) 14.コードリール 15.エア・コンプレッサ 16.高速砥石切断機(特別教育が必要) 17.フォークリフト(特別教育又は技能講習が必要) 18.振動ドリル 19.コンクリートドリル 20.コンクリートカッタ 21.移動式クレーン(特別教育、技能講習等が必要) 22.玉掛け用具</p>		
<p>製品等の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>かわらぶき作業の結果そのものが製品である。したがって、具体的には、屋根工事作業(ここでは、「瓦、厚形スレート等により屋根をふく工事」をいう。)による作業結果が製品である。</p>		
<p>移行対象職種・作業とはならない業務例</p>	<p>1.太陽光パネル設置作業 2.バルコニー施工作業 3.塗装作業 4.こまい(木舞)作業 5.足場の組立て作業のみの場合 6.防水施工作業のみの場合 7.屋根左官作業のみの場合 8.板金屋根工事作業のみの場合 9.屋根断熱工事作業のみの場合 10.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>		